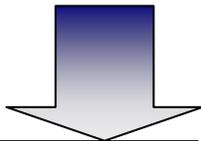
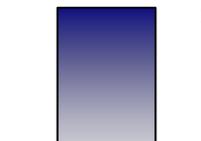


# 大規模事業所に対するこれまでの都の対策(経緯)

都の取組		備考
2000 (平成 12) 年度	東京都環境確保条例 制定 (12月) 「地球温暖化対策計画書」制度 制度化	1979(昭54)年 省エネ法制定
2001 (平成 13) 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>第1段階</b> </div> 2002年4月施行 温暖化ガス排出量の算定・報告、削減目標の設定、 3か年の削減計画の計画化、その内容の公表の義務化 * 主な削減計画期間：2002-2004年度(3か年) ※温暖化ガスの総量削減のため、 まず、自らの排出量を把握することを促進 〔対象事業所の状況〕 計画書：3か年での削減目標：平均約▲2%	自主的取組の推進 ①
2002 (平成 14) 年度		
2003 (平成 15) 年度		
2004 (平成 16) 年度	 【制度強化についての 検討・議論】	自主的取組の推進 ②
2005 (平成 17) 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>第2段階</b> </div> 2005年3月条例改正。4月施行 〔制度強化〕事業者への「削減対策に対する都の指導・助言」と「取組に対する都の評価・公表」を追加 * 主な削減計画期間：2005-2009年度 (5か年) ※温暖化ガスの総量削減のため、都が選定した 一定の対策(基本対策)の実施を促進 〔対象事業所の状況〕 計画書：5か年での削減目標：平均約▲6% 自主的取組を前提にした指導・助言では、基本対策を超える 目標対策レベルの取組は十分には計画化されない。	
2006 (平成 18) 年度		
2007 (平成 19) 年度	 2007年6月 「東京都気候変動対策方針」で提起 【制度強化についての 検討・議論】	国：「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」(地球温暖化対策推進法) 施行
2008 (平成 20) 年度	 環境確保条例の改正(予定)	
2009 (平成 21) 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>第3段階</b> </div> 〔制度強化〕大規模CO <sub>2</sub> 排出事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入 ※温暖化による大きな気候変動の影響を回避するためには、一刻も早い温暖化ガスの総量削減が必要 温暖化ガス排出量の大きい事業所には、率先して排出量削減に積極的に取り組んでいくことが求められる。	
2010 (平成 22) 年度		